

# 農薬を使う皆さんへ

新たな残留農薬制度(ポジティブリスト制度)と農薬の適正使用について

## ポジティブリスト制度とは?

- 1 平成18年5月29日に、食品衛生法に基づく「ポジティブリスト制度」が施行されました。
- 2 この制度により、すべての農作物に対してすべての農薬の残留基準値が設定されました。
- 3 基準値を超過した農作物、食品の流通は禁止されます。

新たな残留農薬制度の下で、農薬を適正に使用するための基本は、

これまでどおり、農薬取締法の農薬使用基準を守ること

- 農薬取締法に基づいて登録されていることを確認
- 栽培中の農作物への使用が認められていることを確認
- 農薬のラベルに表示された使用方法を守る

農薬使用に当たっては、

- ① できるだけ隣接する作物に共通して基準のある農薬を使用しましょう。
- ② 周辺農作物へ飛散(ドリフト)しないように心がけましょう。
- ③ 農薬の使用状況をきちんと記帳しましょう。
- ④ 敷布後は、散布器具の洗浄を徹底しましょう。
- 不要農薬や農薬空容器は、回収業者へ出すなど適切に処理をしましょう。

## 周辺農作物へ飛散させないためには・・・

散布時には、隣のほ場の園主に声をかけるとともに、

- 風の弱いときに風向きに気をつけて散布しましょう。  
⇒ 風下に別の作物があるときは特に注意しましょう。
- 散布の方向や位置に気をつけて散布しましょう。  
⇒ できるだけ作物の近くから、散布したい作物だけにかかるよう心がけましょう。
- 周辺に収穫直前の農作物がある場合は特に注意しましょう。

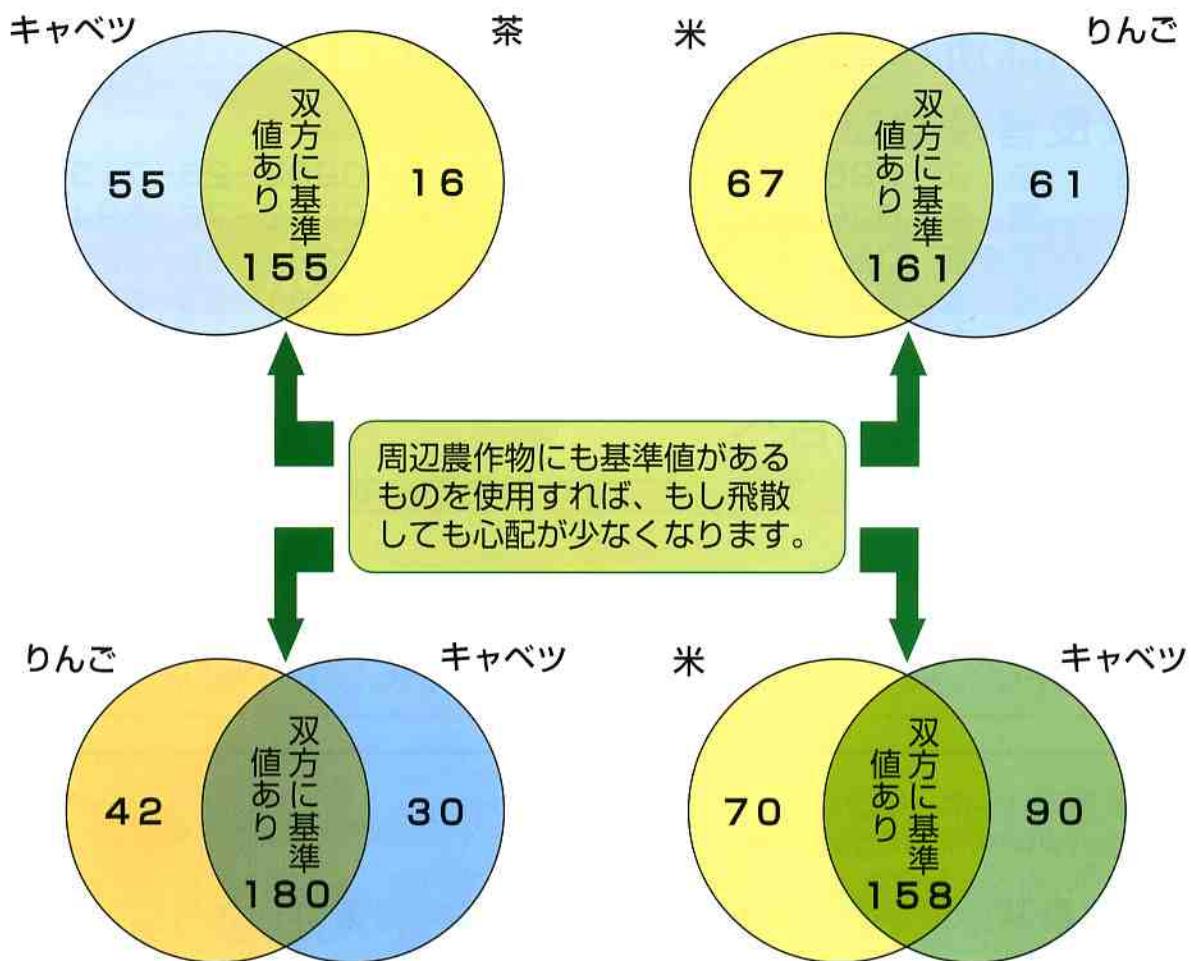
## 農薬を散布したら必ず記帳するようにしましょう。

農薬などの使用状況を適切に記帳すると、

- 農薬などの生産資材を適正に使用していることが確認でき、販売先や消費者の信頼を確保できる。
- 万一、残留基準をオーバーした場合にも、問題のロットが特定できる。
- 収穫後、普及センターやJAなどと相談しつつ、次期作付け以降の改善方法の検討する上で活用できる。

など、多くのメリットがあります。

農薬の使用にあたっては、使用基準を守り、飛散させないように散布するのが基本ですが、多くの農薬は、複数の農作物に共通して基準値が設定されています。このような農薬を使用すれば安心です。



※ 基準値とは一律基準を除く残留農薬基準。基準値が双方にあるからといって、防除する作物に適用がなければ散布はできない。

基本はこれまでどおり、農薬の使用方法をしっかり守って使用すること。そして飛散しないよう心がけて散布することです。

農薬を選ぶのも、それぞれの工夫が必要だね。  
JAや普及センターに相談しよう。



**農薬の使用方法に迷ったら、お近くの指導機関に相談しましょう。**

◎ご相談はこちらまで

**病害虫防除所(電話026-248-6471)**

**農業改良普及センター**

電 話 佐 久	0267-63-3167	上 小 0268-25-7156
諫 訪	0266-57-2932	上伊那 0265-76-6842
下伊那	0265-53-0436	木 曽 0264-25-2230
松 本	0263-40-1947	北安曇 0261-23-6543
長 野	026-234-9534	北 信 0269-23-0222

又は各農業協同組合へ

**もっと詳しく知りたい方はこちらを参考にして下さい。**

**農林水産省のホームページの農薬コーナー**

<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>

「残留農薬のポジティブリスト制度とドリフト対策コーナー」

- 「農薬散布するときには気をつけましょう」(パンフレット)
- 「地上防除ドリフト対策マニュアル」(日本植物防疫協会作成)
- ポジティブリスト制度等に関するリンク
- GAP の取組

**農林水産省のホームページの GAP の取組のコーナー**

[http://www.maff.go.jp/syohi\\_anzen/gap/index.htm](http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/gap/index.htm)

**長野県農政部農業生産振興チーム**

**社団法人 長野県植物防疫協会**



本資料は、農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課  
農薬対策室 作成の資料を基にしています。